

受領委任払制度について

【受領委任払制度とは】

- 利用者は自己負担分のみを事業者へ支払い、保険給付分を市から事業者へ支払う制度です。
利用者は一時的な費用の立て替えがなくなるため、経済的負担を軽減することができます。
※生活保護受給者の申請をする場合は、申請前に必ず担当のケースワーカーに相談してください。
- ◆ 原則は、利用者が一旦費用の全額を事業者へ支払い、その後に保険給付分の支給を受ける「償還払い」です。

【要件】 ※以下のすべてに該当する方

- ① 介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階の方。(住民税非課税世帯)
- ② 介護保険料の滞納がない方。
- ③ 保険給付の制限等を受けていない方。
- ④ 要介護(要支援)の認定を受けている方。

【申請の流れ】

1. 事前申請

<申請に必要な書類>

住宅改修	特定福祉用具購入
① <u>住宅改修費支給申請書</u>	① <u>福祉用具購入費支給申請書</u>
② <u>住宅改修が必要な理由書</u>	② <u>福祉用具購入理由書</u>
③ <u>平面図</u>	③ <u>見積書</u>
④ <u>改修前の写真</u>	④ <u>購入商品のカタログのコピー</u>
⑤ <u>見積書</u>	⑤ <u>代理人選任届(必要な場合のみ)</u>
⑥ <u>材料のカタログのコピー</u>	
⑦ <u>代理人選任届(必要な場合のみ)</u>	
⑧ <u>住宅改修の承諾書(必要な場合のみ)</u>	

※上記、申請に必要な書類の詳細は、「特定福祉用具購入について」・「住宅改修について」を参照してください。



介護保険福祉用具購入費等受領委任払承認申請書



2. 審査

●要件の適否や申請書類の審査を行い、承認通知書または却下通知書を申請者へ送付。
※ケアマネジャーへも結果通知を発送した旨のご連絡をします。



※承認を受ける前に住宅改修の施工や特定福祉用具の購入を行った場合は対象外となります。

3. 施工・購入

●住宅改修の施工や特定福祉用具の購入。
●費用(利用者負担分)の支払い。

【生活保護受給者の場合】

利用者負担額分の請求書(福祉事務所長宛)を福祉事務所(社会福祉課)に提出し、入金を確認後に領収書(被保険者名)を発行してください。



4. 事後申請

<申請に必要な書類>

住宅改修(必要書類)	特定福祉用具購入(必要書類)
① <u>改修後の写真</u>	① <u>福祉用具販売(サービス)計画書</u>
② <u>請求内訳書</u>	② <u>領収書(利用者負担分)</u>
③ <u>領収書(利用者負担分)</u>	



5. 支給決定・振込 (事後申請受付の約2~3ヶ月後)

●支給決定通知書を申請者へ送付。
●事業者の指定口座に保険給付分を振込み。